

鯖江市行政改革大綱 概要版

第1章 策定の趣旨

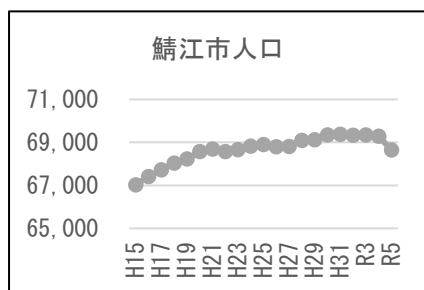
これまで鯖江市では、行財政改革を市政運営の最重要課題と位置付け、持続可能な市政運営の確立に向けた取り組みを着実に推進してきました。

本市を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、人口減少に伴う将来的な懸念、災害対応をはじめ、行政に求められる市民ニーズの多様化・高度化に伴う職員の業務量の増加、業務のデジタル化が進まないなど、喫緊の課題が山積しています。

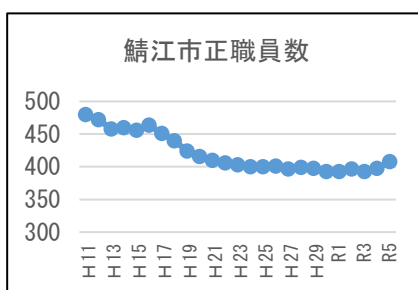
このような状況を受け、本市では、業務効率の向上や業務の自動化の研究、職場環境の課題解決に向けた「鯖江市役所ワクワクプロジェクト」の立ち上げに取り組み、すぐに取り掛かれるところから行政改革に努めてきました。

これらの行政改革を単発で終わらせることなく、「チームさばえ」として市役所一丸となって計画的に推進することにより、全ての職員が笑顔で誇りを持って働いていくための基本的な指針として、本大綱を策定します。

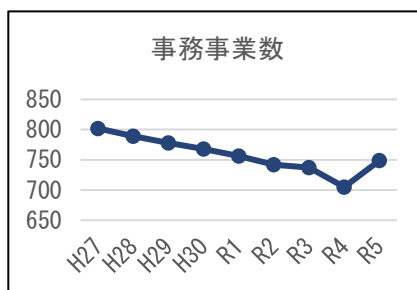
第2章 鯖江市の現状



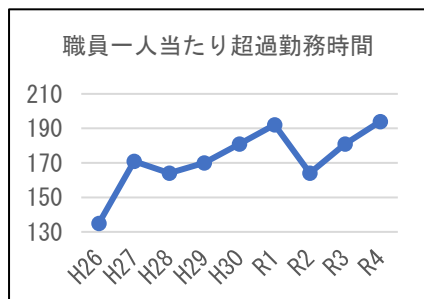
人口減少の始まり



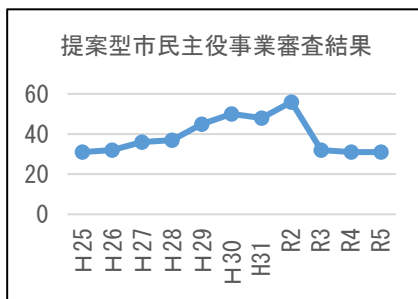
24年間で15%削減



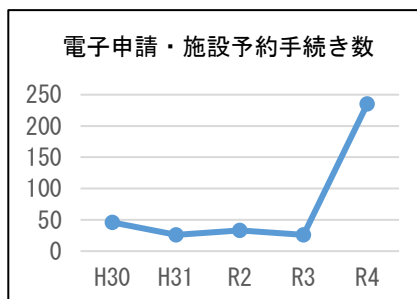
事業整理は進んでいる



超過勤務は増加傾向



一定水準で安定的に実施



手続き数は増加の見込

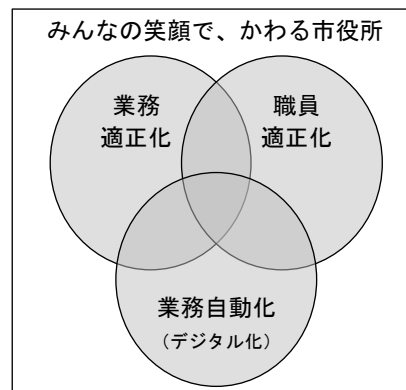
第3章 行政改革大綱の策定について

1 これまでの鯖江市の行政改革

これまで鯖江市が策定してきた上位計画においては、一貫して行政の合理化・効率化を施策として掲げ、行政改革に関する計画においても、事務事業の見直し、民間活力の活用、職員の意識改革と能力の向上、行政が保有するデータの利用にも言及していました。

2 行政改革大綱の策定について

鯖江市の現状を踏まえ、市民ニーズが多様化・高度化する中、限られた職員数で最大限の成果を発揮できるよう、事務事業評価制度をはじめ、人材の育成、デジタル技術の利活用等をもって、事業の質をより良いものに転換し、市民の利便性向上と事務の更なる効率化を図ることを目的として、「業務の適正化」「職員の適正化」「業務の自動化」を柱とする、行政改革大綱を策定します。



3 行政改革のスローガン

「みんなの笑顔で、かわる市役所」

職員がより良い業務になるよう取り組むことが、市民の笑顔につながり、その市民の笑顔が職員の笑顔につながるという、好循環が生まれ、『笑顔あふれる「めがねのまちさばえ」』が実現します。

第4章 課題および基本方針

1 業務の適正化

最適なサービスを持続的に提供し続けるためには、業務を適正化していく必要があります。

業務の適正化のために、事務事業を見直すことにより、サービス水準を向上させながら業務の効率化を進めます。また、組織を見直すことにより、庁舎配置を含め最適な組織構成にするとともに、部署間の連携を強化します。さらに、民間活力を活用することにより、業務の効率化を進めるとともに、行政のみでは実現できないサービスの提供に取り組めます。

適業
正務
化の

- (1) 事務事業の見直し（事務事業評価）
- (2) 組織の見直し（機構改革、配置変更等）
- (3) 民間活力の活用（アウトソーシング、提案型市民役事業化制度等）

2 職員の適正化

職員に関する課題として、個人の能力およびモチベーションの不足、病休・長期休職者問題、職員数不足および職員構成の偏り、人員配置の偏りにも起因する過重な超過勤務等が挙げられます。

職員の質の向上、職員数の管理、適材適所の人員配置の観点から対応します。

適職
正員
化の

- (1) 職員の質の向上（人材育成方針、働き方改革等）
- (2) 職員数の管理（職員定数、職員採用計画等）
- (3) 適材適所の人員配置（人事異動、超過勤務等）

3 業務の自動化

人的資源が限られている中、増加していく業務を効率的に行っていくためには、業務の自動化は必須となってきます。

業務を自動化するためには、手続のデジタル化による申請内容のデータ化、内部事務のデジタル化および自動化ツールの活用が必要です。また、それらの取り組みを達成するためには、デジタル人材の育成や外部人材の登用が必要となります。

業
務
の
自
動
化

- (1) 手続きのデジタル化（オンライン申請、オンライン窓口等）
- (2) 内部事務のデジタル化、情報システムの最適化（文書電子化等）
- (3) デジタル人材の育成（デジタル人材育成計画、外部人材登用等）
- (4) 新たな技術の研究・活用（AI・RPA、オープンデータ等）
- (5) 全庁的な自動化推進の取り組み（DX推進基本方針・計画）

第5章 対象期間・実施計画・推進体制

1 対象期間

本大綱が対象とする期間については、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

2 実施計画

本大綱を推進するため、実施計画を進めます。

3 推進体制

本大綱の推進に当たっては、鯖江市行政改革推進本部が中心となって、全庁体制で取り組みます。なお、進捗状況や新たに発生する課題等については、鯖江市行政改革推進委員会で管理し、適宜広報紙やHPなどを通じて広く公表していきます。